

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人明星会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- （5）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- （6）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊費）等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支払い）

第3条 この法人は、役員に業務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には定款第8条定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。但し、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の全理事の報酬等総額は、年間6,000,000円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100,000円以内とする。

3 この法人の理事及び監事の報酬等は、別表「役員及び評議員の報酬等の支払い基準表」に定めるとおりとする。

4 別表「役員及び評議員の報酬等の支払い基準表」は評議員会において定める。

（費用弁償）

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費・宿泊費）を、一般職員旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日及び支給方法）

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に指定の金融口座へ支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日又は金融機関の休日に当たる場合は、その前日に支給する。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員の決議によって行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は令和6年7月1日から施行する。

<別 表>

役員及び評議員の報酬等の支払い基準表

報酬

【常勤理事の報酬等】

月額300,000円までを限度として支給することができる。

※ただし、職員給与を受けている理事は無報酬とする。

※経理の状況その他の事情を考慮し、職員と同じく賞与を支給することができる。

【非常勤理事の報酬】

理事会及び評議員会出席の都度、日当として一人一律5,000円

【監事の報酬】

理事会及び評議員会出席の都度、日当として一人一律5,000円

監事監査指導業務を行った場合、日当として一人一律5,000円

【評議員】

評議員会出席の都度、日当として一人一律5,000円

交通費

【常勤理事の通勤費】

本規定第5条のとおり

【非常勤理事及び監事の通勤費】

安来市（旧）広瀬地区内在住：なし

安来市内（旧）広瀬地区外在住：理事会等出席の都度500円

安来市外在住：理事会等出席の都度1,000円

（但し、公共交通機関を利用した場合は実費を支給）

【評議員の通勤費】

安来市（旧）広瀬地区内在住：なし

安来市内（旧）広瀬地区外在住：評議員会出席の都度500円

安来市外在住：評議員会出席の都度1,000円

（但し、公共交通機関を利用した場合は実費を支給）